

連絡先：〒400-0074

山梨県甲府市千塚 3-9-3 ルネマンション千塚 1-C

電話：055-240-0248 FAX：055-240-0250

URL：<https://sr-okajimusho.jp>

# 社労士法人 岡事務所便り

## 令和 8 年度の年金額・国民年金保険料 および前納額が公表されました～厚生 労働省

厚生労働省は 1 月 23 日、令和 8 年度の年金額、国民年金保険料および国民年金保険料前納額を公表しました。総務省公表の「令和 7 年平均全国消費者物価指数」に基づき、以下の通り改定されます。

### ◆令和 8 年度の年金額改定

令和 8 年度の年金額は、法律の規定に基づき、国民年金（基礎年金）が 1.9%、厚生年金（報酬比例部分）が 2.0% の引上げとなります。

【令和 8 年度の年金額例（月額）】

- ・国民年金：70,608 円（+1,300 円）  
※ 昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれの方は、月額 70,408 円（対前年比 +1,300 円）となります。
- ・厚生年金：237,279 円（+4,495 円）  
※ 平均的な収入で 40 年間就業した際の、夫婦 2 人分の老齢基礎年金を含む標準的な給付水準です。

今回の改定では、物価変動率（3.2%）が名目手取り賃金変動率（2.1%）を上回ったため、現役世代の負担能力を考慮した「名目手取り賃金変動率」を基準に算出されました。ここから「マクロ経済スライド」による調整（国民年金▲0.2%、厚生年金▲0.1%）が行われ、最終的な改定率が決定しました。

### ◆国民年金保険料と国民年金保険料前納額

国民年金保険料は名目賃金の変動に応じて毎年度改定されており、令和 8 年度および令和 9 年度の額は以下の通りです。

【実際の保険料額（月額）】

- ・令和 8 年度：17,920 円（+410 円）
- ・令和 9 年度：18,290 円（+370 円）

【令和 8 年度 保険料前納額】

- ・6 か月前納の場合：106,300 円（口座振替）、106,650 円（現金納付）
- ・1 年前納の場合：210,530 円（口座振替）、211,220



円（現金納付）

- ・2 年前納の場合：417,150 円（口座振替）、418,510 円（現金納付）

【参考】

令和 8 年度の年金額改定についてお知らせします

<https://www.mhlw.go.jp/content/12502000/001639615.pdf>

令和 8 年度における国民年金保険料の前納額について

<https://www.mhlw.go.jp/content/12512000/001630661.pdf>

## 労働時間規制の緩和」検討、約 6 割が肯定的 ～エン転職アンケートより

令和 8 年通常国会で、約 40 年ぶりとなる労働基準法の大改正が見込まれていましたが、法案提出は見送られました。その理由として、厚生労働省の審議会では働き方改革法の 5 年後見直しに関する議論が続いていましたが、高市早苗首相が上野賢一郎厚生労働大臣に、労働時間規制の緩和の検討や安心して働くことができる環境の整備等を指示したことが一因ともいわれています。

労働時間規制の緩和に関して、働き手はどのように思っているのでしょうか。

### ◆約6割が肯定的に評価

労働時間規制緩和に対する印象については、57%が「良いと思う」（「とても良いと思う」18%、「良いと思う」39%）と肯定的に評価しました。良いと思う理由は「労働時間の希望を実現しやすくなるから」が57%でした。

### ◆「労働時間を増やしたい」は1割

正社員（フルタイム勤務）への設問で、実際に労働時間を増やしたいと回答した人は13%でした。「現状維持をしたい」（47%）が約半数を占め、「減らしたい」（38%）と回答した人も多くみられました。

### ◆約3割が規制緩和に否定的

規制緩和を「良いと思わない」と回答した人は27%で、その理由として最も多かったのは「健康・身体への影響への懸念」（38%）で、幅広い年代が挙げています。次いで多かったのが「意図しない労働時間増加への懸念」（34%）でした。

この調査結果からは、規制緩和を単なる長時間労働につなげないためには、個人の心身の健康への配慮や本人の自由な意思に基づく選択を担保することが重要になることがうかがえるでしょう。

#### 【参考】

「労働時間規制緩和・残業」の意識調査

<https://corp.en-japan.com/newsrelease/2026/44441.html>

## 3月の税務と労務の手続提出期限

### [提出先・納付先]

#### 10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]

#### 16日

- 個人の青色申告承認申請書の提出<新規適用のもの> [税務署]
- 個人の道府県民税および市町村民税の申告 [市区町村]
- 個人事業税の申告 [税務署]
- 個人事業所税の申告 [都・市]
- 贈与税の申告期限<昨年度分> [税務署]

- 所得税の確定申告期限 [税務署]
- 確定申告税額の延納の届出書の提出 [税務署]
- 財産債務調書、国外財産調書の提出
- 総収入金額報告書の提出 [税務署]

#### 31日

- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]
- 個人事業者の消費税の確定申告期限 [税務署]

## ～当事務所よりひと言～

あっという間に2月が終わろうとしています。「一月住める、二月逃げる、三月去る。」とはよく言ったものです。

去る三月ももうすぐです。

先に令和8年の年金の改定額の話をしました。在職老齢年金の調整額の金額も大きく変わります。今年3月までは51万円だった調整額も、4月からは65万円へと大きく増額されます。

つまり、働きながら年金を受給する人達にとってはまさに朗報と言えるでしょう。

在職老齢年金の調整額とは、65歳になると本来支給の年金受給が始まります。老齢基礎年金（国民年金部分）は、全額支給されますが、老齢厚生年金（厚生年金部分）は、報酬（お給料）によって調整される仕組みになっています。

つまり、年金を受給しながら働いていると、お給料の額によって老齢厚生年金部分が一部支給停止になる制度です。わかりやすくするために例示で金額を示しますと、賃金46万円で、老齢厚生年金の受給額が10万円の場合ですと、3月までは調整額が51万円でしたので、 $46万円 + 10万円 = 56万円$ 、 $56万円 - 51万円 = 5万円$ 、5万円の2分の1の2万5千円が支給停止となり、老齢厚生年金は  $10万円 - 2万5千円 = 7万5千円$  になっていました。

これが、4月から65万円に増額されますので、年金の支給停止は無く、さらにお給料が9万円増えても年金の支給停止は無いことになります。

但し、こんなお給料の調整ができるのは社長さんくらいだと思います。一般の方は、年金の支給停止が発生しないので、年金額の増額が期待できます。

年を重ねても、働き甲斐と生きがいを持って仕事をしたいものです。

岡